

一般社団法人日本スポーツチア&ダンス連盟 オープン会員規程

(目的)

第1条 この規程は、一般社団法人日本スポーツチア&ダンス連盟（以下「連盟」という。）のオープン会員に関し必要な事項を定める。

(登録の種類)

第2条 オープン会員の登録の種類は次の通りとする。

- (1) 個人登録
- (2) 団体登録

(登録の区分)

第3条 登録の区分は次の通りとする。

- (1) 個人登録 別表1参照
 1. アスリート
 2. その他
- (2) 団体登録 別表2参照
 1. クラブチーム
 2. 大学
 3. 専門学校
 4. 高等専門学校
 5. 高等学校
 6. 中学校
 7. 小学校以下

(オープン会員の権利)

第4条 オープン会員は、連盟が主催・共催するオープン会員対象の催物へ参加する権利および加盟団体が主催・共催するオープン会員対象の大会等へ参加する権利を有する。

2. なお、原則として連盟または加盟団体が規定する連盟が主催・共催するオープン会員対象の催物へ参加する権利および加盟団体が主催・共催するオープン会員対象の大会等の申込期日までにオープン会員となり、かつ申込が完了していなければ、前項の権利を行使することはできない。

(オープン会員の義務)

第5条 オープン会員は、一般社団法人日本スポーツチア&ダンス連盟オープン会員規程（以下「本規程」という。）のほか、連盟ウェブサイトに掲載されている倫理・コンプライアンス規程を遵守しなければならない。

(登録期間)

第6条 登録期間は、毎年4月1日から翌年3月31日までとする。

(登録手続き、更新手続きおよび会費納入期間)

第7条 登録手続きもしくは更新手続きは、会員登録システムJapan Cheer Family（以下「JCF」という。）より行うものとする。

2. オープン会員（新たに会員登録を希望する者を含む。）は、毎年4月1日から6月30日の登録推奨期間に、登録もしくは更新を行うよう努めなければならない。
3. 登録推奨期間以外であっても、登録手続きもしくは更新手続きを行うことでオープン会員となることができる。

(登録内容の変更)

第8条 オープン会員は登録内容に変更があった場合は、速やかにJCFにて更新する。

(登録の取消)

第9条 連盟は、オープン会員が次の各号のいずれかに該当する場合、理事会の決議を経て会員登録を取り消すことができる。

- (1) 法令、本規程、倫理・コンプライアンス規程に違反した場合
- (2) 連盟の名誉を傷つけ、または連盟の目的に反する行為があった場合

(個人の複数団体登録および大会等への参加)

第10条 オープン会員である個人がJCFに登録する団体に複数登録することは制限しない。但し、大会等への参加については、競技大会要項等に拠るものとする。

2. オープン会員が他のスポーツ団体等に登録することを妨げない。

(登録拒否要件)

第11条 第7条に規定する登録手続きまたは更新手続きをした者が下記各号に該当する場合、連盟は当該登録手続き等を拒否することができる。

- (1) 登録の取消処分を受けた者
- (2) 反社会的勢力に該当する者

(補則)

第12条 この規程に定めるもののほか、実施に関し必要な事項は理事会において定める。

(改廃)

第13条 この規程の改廃は、理事会の決議を経て行う。

附則

この規程は、2022年4月1日より施行するものとする。

別表1 個人の定義

区分	定義	補足
アスリート	この競技を行う個人	
その他	アスリート以外の個人	団体の関係者（代表者・顧問等）、指導者を含む

(注) JCFでは、該当する複数の個人区分を登録することができる。

別表2 団体の定義

区分	定義	補足	備考
クラブチーム	企業を母体とする団体、有志の集合による団体（学校公認外を含む）等	年齢による区分無し	団体登録した登録名が競技大会等チームで参加する際の「団体名」として表記される。
大学	大学単位で構成された団体	短期大学を含む	
専門学校	専門学校単位で構成された団体		
高等専門学校	高等専門学校単位で構成された団体		
高校	高等学校単位で構成された団体	中等教育学校後期課程を含む	中高一貫校であっても、各々に団体登録を必要とする。
中学校	中学校単位で構成された団体	中等教育学校前期課程を含む	
小学校以下	小学校単位、幼稚園単位で構成された団体		

(注) JCFにおける「団体」とは、単数・複数のチームを管轄する組織を指す。「チーム」とは、大会出場などに際し、部門へエントリーするグループを指す。